個人事業者で 帳簿の記帳でお悩みの方へ





事業所得や不動産所得などがある方には、 帳簿の記帳・保存義務があります



記帳・保存義務 について

記帳をすることで…

- 一定の帳簿の備付けにより、税金の計算で有利な 特典が受けられる「青色申告」を申請できます
- 事業の経営状況を正確に把握することができ、事業 の合理化・効率化が図れます
- 確定申告前の集計作業も効率的に行えます



青色申告について

記帳・保存をしていないと…

● 売上げに関する帳簿を保存していなかった場合や帳簿の売上げについての記載が不十分であった場合、加算税が重くなります(加算税の加重措置)



加算税の 加重措置について

帳簿の記帳に当たって様々な情報を提供しています

▼ まずはご自身で学習したい方



動画で学ぶ



パンフレット で学ぶ

▼ ひとりで学ぶのは不安な方

説明会に参加

記帳指導を受講

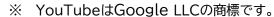
指導機関へ相談

詳細は次ページへ

▼ まずはご自身で学習したい方

YouTube「国税庁動画チャンネル」

帳簿の記帳のしかたや決算のしかたに関する動画をYouTubeに 掲載しています。





YouTube 再牛リスト



パンフレット掲載先

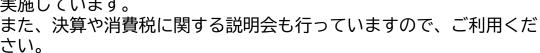
各種パンフレット

帳簿の記帳のしかたや決算のしかたについて詳しく説明したパン フレットを国税庁ホームページに掲載しています。

▼ ひとりで学ぶのは不安な方

記帳・決算説明会

税務署では、個人事業者の方で白色申告の方等を対象に、記帳に関する説明会を開催し、具体的な記帳のしかた等についての説明を無料で 実施しています。

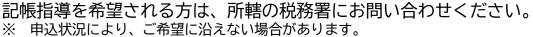




説明会のご案内

記帳指導

記帳のしかたのほか、一般的な決算における帳簿の処理や確定申告書 等の作成に至るまでの一貫した指導を、各国税局が事業者に委託して 行っています。





記帳指導について

記帳指導機関の紹介

記帳のしかたについては、青色申告会・納税協会や商工会議所・商工会等の記帳指導機関においても、相談・指導を行っています。

詳しくは、お近くの記帳指導機関へ直接お問い合わせください。

※ ご利用には、会費や指導料が必要となります。

会計ソフトを利用した記帳

会計ソフトを利用することにより、日々の取引内容を入力するだけで 簡単に記帳できますので、会計ソフトを利用した記帳をおすすめして おります。

また、e-Tax対応のソフトであれば、記帳から申告までスムーズに <u>できます。</u>

※ e-Taxに対応しているかについては、各ソフトウェア会社にお問い合わせください。

